

# IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(金融商品:減損)

	日本基準	IFRS
債権の減損 貸倒引当金の 会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一般債権:貸倒実績率等合理的な基準による貸倒見積高を算定。</li> <li>■ 貸倒懸念債権:財産内容評価法又は割引キャッシュ・フロー法を選択適用。同一債権については同一方法を継続使用</li> <li>■ 破産更生債権等:債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を減額した残額を貸倒見積高とする</li> </ul>	<p>【現行:IAS39】 減損の客観的証拠があり、回収可能見込額(DCF法)が帳簿価額を下回る場合、減損損失を認識する(「発生損失アプローチ」)</p> <p>【改訂:IFRS9】 予想信用損失を引き当てる「予想損失アプローチ」</p> <p>P2「IFRS第9号 金融商品(減損)の概要」参照。</p>
金融資産の 減損の客観的証拠 (例示)	<p>有価証券の減損につき数値基準あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時価の下落が50%以上</li> <li>■ 時価の下落が30%~50%未満</li> </ul>	<p>複数の例示あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発行体/債務者の重大な財政的困難</li> <li>■ 利息/元本の支払不履行又は遅滞等</li> </ul> <p>数値基準はない</p>
金融資産の 減損の戻入	<p>有価証券の減損の戻入は認められない</p>	<p>債権又は債券で、一定の場合には、減損が実施されなかった場合の償却原価を上限として、減損損失の戻入が要求される</p>

## IFRS第9号 金融商品(減損)の概要

公表日	2014年7月24日
発効日及び経過措置	2018年1月1日以後開始する事業年度。早期適用は認められる。 ■ 詳細は「6.3 IFRS第9号 金融商品(分類及び測定)の概要」を参照
主な内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 範囲<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 償却原価又はFVTOCIで測定される負債性金融商品</li><li>➢ リース債権</li><li>➢ 契約資産(IFRS15参照)</li><li>➢ 一定の売建ローン・コミットメント</li><li>➢ 金融保証契約</li></ul></li><li>■ 予想信用損失は、以下のいずれかの金額と同額の損失評価引当金を通じて測定。(購入又は組成した信用減損金融資産を除く)<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 12か月の予想信用損失 (当該金融商品について報告日から12か月以内に生じうる債務不履行事象により生じる予想信用損失)</li><li>➢ 全期間の予想信用損失 (当該金融商品の存続期間にわたってのすべての生じうる債務不履行事象から生じる予想信用損失)</li></ul></li><li>■ 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合、及び、IFRS15に従う財務取引を構成しない契約資産または営業債権については、全期間の予想信用損失についての損失評価引当金を要求。</li><li>■ 信用リスクの著しい増加があるかどうかの評価は、当初認識以降のデフォルトリスクの変化を基礎とする。</li><li>■ 減損関連の表示及び開示について詳細なガイダンスを追加</li></ul>